

監査公表第17号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年1月23日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰

第1 監査種別

定例監査・行政監査

第2 監査の対象

健康福祉部（こども園）

八名こども園、新城こども園、城北こども園、作手こども園、舟着こども園、東郷西こども園、東郷中こども園、東郷東こども園

第3 監査に当たった監査委員

原 義弘、中西宏彰

第4 監査の期間

令和5年11月22日～令和6年1月6日

第5 監査の方法

令和5年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る今年度を実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、各こども園の現地査察を実施した。

第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

健康福祉部（こども園）

【八名こども園、新城こども園、城北こども園、作手こども園、舟着こども園、東郷西こども園、東郷中こども園、東郷東こども園】

意見

- 1 保育士の仕事の軽減と園児の安全管理に繋がるよう、こども園におけるDX化の取り組みを進めていただきたい。
- 2 外国籍の園児が今後増加していくものと思われる。様々な国籍の園児や保護者の方々が困ることがないように準備を進めていただきたい。
- 3 苦情への対応や不適切保育を起こさない取り組みについては、各園で園長を中心に職員間で検討され改善策や解決策が講じられている。今後とも園内外におけるコミュニケーションを大事にして、問題を発生させない、万一発生しても理解し合えるような関係作りに取り組んでいただきたい。